

階、取引数量その他が同様の状況の下で売買した取引の対価の額（当該同種の棚卸資産を当該内部取引と取引段階、取引数量その他に差異のある状況の下で売買した取引がある場合において、その差異により生ずる対価の額の差を調整できるときは、その調整を行った後の対価の額を含む。）に相当する金額をもつて当該内部取引の対価の額とされるべき額とする方法をいう。）

ロ 再販売価格基準法（内部取引に係る棚卸資産の買手が特殊の関係にない者に対して当該棚卸資産を販売した対価の額（ロにおいて「再販売価格」という。）から通常の利潤の額（当該再販売価格に政令で定める通常の利益率を乗じて計算した金額をいう。）を控除して計算した金額をもつて当該内部取引の対価の額とされるべき額とする方法をいう。）

ハ 原価基準法（内部取引に係る棚卸資産の売手の購入、製造その他の行為による取得の原価の額に通常の利潤の額（当該原価の額に政令で定める通常の利益率を乗じて計算した金額をいう。）を加算して計算した金額をもつて当該内部取引の対価の額とされるべき額とする方法をいう。）

二 イからハまでに掲げる方法に準ずる方法その他政令で定める方法

二 前号に掲げる取引以外の取引 同号イから二までに掲げる方法と同等の方法

3 外国法人の各事業年度における内部寄附金の額（当該外国法人の当該事業年度の内部取引において当該外国法人の恒久的施設が当該外国法人の本店等に対して支出した額のうち法人税法第三十七条第七項に規定する寄附金の額に相当するものをいう。）は、当該外国法人の各事業年度の同法第四百一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。この場合において、当該外国法人の当該金額につき同法第四百二十二条第二項の規定により同法第三十七条の規定に準じて計算するときは、同条第一項中「次項」とあるのは、「次項又は租税特別措置法第六十六条の四の三第三項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）」と読み替えるものとする。

4 国税庁の当該職員又は外国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、外国法人が第十一項において準用する第六十六条の四第六項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において、当該外国法人の各事業年度における内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するためには必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該外国法人の当該内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認

識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)を検査し、又は当該帳簿書類(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

5 国税庁の当該職員又は外国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、外国法人の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するため必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類(その写しを含む。)を留め置くことができる。

6 前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

8 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第四項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

9 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

10 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

11 第六十六条の四第四項、第六項及び第十五項から第二十一項まで並びに前条の規定は、恒久的施設を有する外国法人の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六十六条の四第四項 同項

第六十六条の四の三第一項

第六十六條の四第六項 第一号	寄附金の額	所得	同条第三項に規定する内部寄附金の額
		第六十六條の四の三第一項	
第六十六條の四第六項 第二号	所得	所得	法人税法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得
		第六十六條の四の三第二項第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得	
第六十六條の四第十五	当該国外関連者の名称及び本店又は	法人税法	同法
		第六十六條の四の三第二項第一号ロ	
第六十六條の四第六項 第二号	第六十六條の四の三第二項第一号ロ	第六十六條の四の三第二項第一号ロ	第六十六條の四の三第二項第一号ロ
		第六十六條の四の三第二項第一号ロ	
第六十六條の四第十五	第六十六條の四の三第一項に規定す	第六十六條の四の三第一項に規定す	第六十六條の四の三第一項に規定す

項	主たる事務所の	る本店等の名称及びその
第六十六条の四第十六項	同項の	第六十六条の四の三第一項の
第六十六条の四第十七項	租税特別措置法第六十六条の四第十 七項（ 及び同法	租税特別措置法第六十六条の四の三 第十一項（外国法人の内部取引に係 る課税の特例）において準用する同 法第六十六条の四第十七項（ 及び同法第六十六条の四の三第十 一 項において準用する同法
又は租税特別措置法	又は租税特別措置法	又は租税特別措置法第六十六条の四 の三第十一項において準用する同法
租税特別措置法（昭和三十二年法律 第二十六号）	租税特別措置法（昭和三十二年法律 第二十六号）	租税特別措置法（昭和三十二年法律 第二十六号）第六十六条の四の三第

<p>第六十六條の四第二十 項</p>	<p>第六十六條の四第十七 項第一号及び第十八項</p>		
<p>租税特別措置法</p>	<p>当該法人に係る国外関連者との取引 を第一項に規定する独立企業間価格 と異なる対価の額で行つた</p>	<p>、 租税特別措置法</p>	<p>並びに租税特別措置法</p>
<p>租税特別措置法第六十六條の四の三 第十一項（外国法人の内部取引に係 る課税の特例）において準用する同</p>	<p>第六十六條の四の三第一項に規定す る内部取引の対価の額とした額を同 項に規定する独立企業間価格と異な る額とした</p>	<p>、 租税特別措置法第六十六條の四の 三第十一項において準用する同法</p>	<p>十一項において準用する同法 並びに租税特別措置法第六十六條の 四の三第十一項において準用する同 法</p>

	第六十六条の四第二十 一項	法人と当該法人に係る国外関連者	法 外国法人の恒久的施設と当該外国法人
前条第四項	第六十六条の四の二第一項（ 第六十六条の四の二第一項の	第六十六条の四の三第十一項（外国法人の内部取引に係る課税の特例） において準用する同法第六十六条の四の二第一項（ 第六十六条の四の三第十一項において準用する同法第六十六条の四の二第一項の	
前条第六項	第六十六条の四の二第一項（	第六十六条の四の三第十一項（外国	

	<p>法人の内部取引に係る課税の特例） において準用する同法第六十六条の 四の二第一項（</p>
<p>第六十六条の四の二第一項の</p>	<p>第六十六条の四の三第十一項におい て準用する同法第六十六条の四の二 第一項の</p>
<p>猶予の要件等）、 猶予）又は</p>	<p>猶予の要件等）の規定、 猶予）の規定又は</p>
<p>若しくは租税特別措置法</p>	<p>若しくは租税特別措置法第六十六条 の四の三第十一項において準用する 同法</p>
<p>含む。）又は租税特別措置法</p>	<p>含む。）又は租税特別措置法第二十 六条の四の三第十一項において準用</p>

12 第四項の帳簿書類（その写しを含む。）の留置きに関する手続その他第一項から第三項まで、第五項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の五第五項第九号中「第六百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者又は法人税法第四百一条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ当該非居住者又は外国法人のこれらの規定に定める」を「第六百六十四条第一項第一号イ又は法人税法第四百一条第一号イに掲げる」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中「及び前項」を削り、同項を同条第十項とする。

第六十六条の五の二第二項中「及び第四項第二号」を「第四項第二号及び第九項第一号ロ」に、「同号」を「第四項第二号」に改め、同条第七項中「法人」を「内国法人」に改め、同条第八項中「法人の」を「内国法人の」に、「当該法人に」を「当該内国法人に」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 外国法人に係る第一項及び第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項及び第四項第二号の関連者支払利子等の額は、当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとし、イに掲げる金額を含み、ロに掲げる金額を除くものとする。

イ 法人税法第三百三十八条第一項第一号に規定する内部取引において当該外国法人の当該恒久的施設から当該外国法人の同号に規定する本店等に対する支払利子等に該当することとなる金額

ロ 法人税法第四百二十二条の五第一項の規定により当該外国法人の当該事業年度の同法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されるもののうち、当該外国法人の関連者等に対する支払利子等の額に相当するものとして政令で定める金額

二 第一項の控除対象受取利子等合計額、第四項第一号の関連者純支払利子等の額及び同項第二号の支払利子等の額は、当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限るものとする。

三 第一項の調整所得金額は、当該外国法人の法人税法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額に係るものに限るものとする。

第六十六条の五の二第十項中「前三項」を「第七項から前項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10 外国法人の当該事業年度に係る第一項に規定する超える部分の金額が当該外国法人の当該事業年度に係る法人税法第四百二十二条の四第一項に規定する満たない金額に対応する部分の金額として政令で定め

るところにより計算した金額以下となる場合には、第一項の規定は、適用しない。

11 外国法人の当該事業年度に係る第一項に規定する超える部分の金額が当該外国法人の当該事業年度に係る法人税法第百四十二条の四第一項に規定する満たない金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合（第四項の規定の適用がある場合を除く。）には、同条第一項の規定は、適用しない。

第六十六条の五の三第十項中「第百四十二条に規定する」を「第百四十一条第一号イに掲げる」に、「国内において」を「恒久的施設を通じて」に改める。

第六十六条の六第八項中「第二条第二十二項」を「第二条第二十四項」に改める。

第六十六条の七第一項中「第十三項」を「第二十一項」に改め、「除く。」の下に「及び地方税法第十二条」を加え、「同条第八項」を「法人税法第六十九条第十四項」に改める。

第六十六条の九の二第九項中「第二条第二十二項」を「第二条第二十四項」に改める。

第六十六条の九の三第一項中「第十三項」を「第二十一項」に改め、「除く。」の下に「及び地方税法第十二条」を加え、「同条第八項」を「法人税法第六十九条第十四項」に改める。

第六十六条の十一第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「補てんする」を「補填する」に改め、同号を同項第五号とする。

第六十六条の十一の二第五項に後段として次のように加える。

この場合における地方税法の規定の適用については、同法第二条第十二号中「第十四条」とあるのは、「第十四条並びに租税特別措置法第六十六条の十一の二第五項」とする。

第六十六条の十三第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第六十七条の三第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第六十七条の五第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第六十七条の五の二の次に次の一条を加える。

（特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例）

第六十七条の五の三 法人が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第三十条第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けて同法第二十九条第一項に規定する特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を設定した場合には、その公共施設等運営権の設定は、その設定の

日以後に終了する当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上、法人税法第六十三条第一項に規定する資産の販売等とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第六項第二号中「提供の期日」とあるのは、「提供の期日（租税特別措置法第六十七条の五の三第一項（特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例）に規定する公共施設等運営権の設定の場合には、その設定の日）」とする。

2 前項の公共施設等運営権の設定に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の六第一項中「内国法人等に対して支払う」を削り、同条第二項中「第百四十二条」を「第百四十二条第二項」に、「同条」を「同項」に改める。

第六十七条の七第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第六十七条の八から第六十七条の十一までを次のように改める。

第六十七条の八から第六十七条の十一まで 削除

第六十七条の十四第三項の表第六十一条の四第一項の項中「第六十一条の四第一項」を「第六十一条の

四第二項」に改める。

第六十七条の十五第一項第二号トを同号チとし、同号への次に次のように加える。

ト 当該事業年度終了の時ににおいて有する投資法人法第二条第一項に規定する特定資産のうち有価証券、不動産その他の政令で定める資産の帳簿価額として政令で定める金額がその時ににおいて有する資産の総額として政令で定める金額の二分の一に相当する金額を超えていること。

第六十七条の十五第二項中「株式と」の下に、「同条第十七項に規定する新投資口予約権は新株予約権と、それぞれ」を加え、同条第四項の表第六十一条の四第一項の項中「第六十一条の四第一項」を「第六十一条の四第二項」に改め、同条第十項中「第一項」を「第一項第一号ロ(1)に該当するものであることその他の要件を満たす投資法人に係る同項第二号トに掲げる要件の特例その他同項」に、「の適用その他」を「及び」に改める。

第六十七条の十六第一項中「行う事業につき法人税法第四百一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を通じて事業を行う」に、「第四十一条の二十一第一項各号」を「同条第一項各号」に、「同法第四百一条第四号に掲げる外国法人に該当する法人」を「当該投資組合契約に

じ。)の「を」の同条第七項に規定する」に、「外国法人の発行する割引債の償還差益にあつては前項に規定する政令で定めるものに限るものとし、同法第四百四十一条第二号又は第三号に掲げる外国法人が支払を受けるものにあつてはその者のこれらの規定に規定する事業に帰せられないものに限る」を「法人税法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものを除く」に、「同条第二号イ、第三号イ又は第四号イ」を「同号ロ又は同条第二号」に改め、同条第七項中「同項に規定する特定利子（次項において「特定利子」という。）及び」を削り、「（同条第一項）を「（同項）に改め、同条第八項中「特定利子又は」を削り、同条第十項中「利子及び償還差益」を「償還差益」に改め、「利子等及び」、「特定利子及び」、「第二条第一項第四号に規定する国内に」及び「（以下この項において「国内に恒久的施設を有する外国法人」という。）」を削り、「又は国内に」を「又は」に、「その者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定める」を「法人税法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当する」に改め、同条第十一項中「利子等又は」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（国外所得金額の計算の特例）

第六十七条の十八 内国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該内国法人

の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等（第十項において「国外事業所等」という。）との間の同号に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、当該内国法人の当該事業年度の同法第六十九条第一項に規定する国外所得金額の計算上、当該内部取引に係る収益の額が過大となるとき、又は損失等の額（当該内部取引に係る同法第二十二條第三項各号に掲げる額に相当するものをいう。）が過少となるときは、当該内国法人の当該事業年度の同法第六十九条第一項に規定する国外所得金額の計算については、当該内部取引は、独立企業間価格によるものとする。

2 前項に規定する独立企業間価格とは、内部取引の対価の額とされるべき額について第六十六条の四の三第二項に規定する方法に準じて算定した金額をいう。

3 国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人が第十項において準用する第六十六条の四第六項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において、当該内国法人の各事業年度における内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内におい

て、当該内国法人の当該内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

4 国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するためには必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

5 前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第三項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

7 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二 第三項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者
- 8 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。
- 9 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
- 10 第六十六条の四第六項及び第十六項から第二十一項まで並びに第六十六条の四の二の規定は、国外事業所等を有する内国法人の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ